

## 製造業における職長等能力向上教育（再教育）のご案内

一般社団法人佐野労働基準協会



時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当協会の運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年3月31日に厚生労働省労働基準局長より、製造業における職長能力向上教育（再教育）に関する通達が発出され、「安全衛生教育推進要綱」に準じた教育が全国の関係機関にて実施しております。

これは、製造業における労働災害防止を推進する上で、職長の果たす役割が非常に重要であることから、職長教育終了後定期的（おおむね5年経過ごと）に、この教育受講が義務となったものです。

つきましては、当会主催の教育を講師（労働安全コンサルタント）を招き、職長としての再確認と、指導者としてのポイントに気づいていただく内容で、下記により開催いたしますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和3年1月21日（木）午前9時～午後5時（受付：8時50分）
2. 場 所 佐野市勤労者会館 佐野市浅沼町796 TEL0283-21-1830
3. 受講料等 1名 7,990円（内訳：受講料税込7,000円 テキスト代税込990円）
4. 対 象 者 職長としておおむね5年以上経過した方
5. カリキュラムの内容
  - (1) 職長の役割と職務
  - (2) 製造業における労働災害の動向
  - (3) リスクの基本的考え方を踏まえた職長が負うべき事項
  - (4) リスクアセスメント
  - (5) 異常時における措置（演習）
  - (6) 部下に対する指導力の向上（演習）
  - (7) 関係法令に係る改正の動向
  - (8) 事業場における安全衛生活動
  - (9) 労働安全衛生マネジメントシステムの仕組み
6. 申込方法 別紙申込書に必要事項を記入し、受講料を添えて令和2年12月18日（金）までに（一社）佐野労働基準協会までお願い申し上げます。  
振込み等ご希望の場合はお問合せ下さい。（電話 0283-24-6470）
7. 定 員 30名（定員になり次第締め切ります。）
8. 添付書類 本人確認のため、申込書に記載されたある書類を添付して下さい。
9. その他
  - ① 新型コロナウイルス感染等で、施設管理者（佐野市）から指示があった場合は別途お知らせ致します。
  - ② 昼食は各自ご用意下さい。（外出可）
  - ③ 記載された個人情報、個人情報法に留意し、受付簿・受講証明書のみ、使用管理致します。
  - ④ 締切日後、受講取消による受講料のご返金は出来ません。
  - ⑤ カリキュラム等は受付終了後受講票に同封します。